

## 処 分 基 準

令和7年11月28日作成

法 令 名 : 風営適正化法
根 抱 条 項 : 第31条の23において準用する第8条
処 分 の 概 要 : 特定遊興飲食店営業の許可の取消し
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 法第31条の22（許可）、法第31条の23において準用する第4条（第4項を除く。）（許可の基準）、第31条の23において準用する第7条（承認）、第31条の23において準用する第7条の2（承認）及び第31条の23において準用する第7条の3（承認）
処 分 基 準 : 法第31条の23において準用する第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、特定遊興飲食店営業の許可（承認）を取り消すこととする。 <ul style="list-style-type: none"><li>法第31条の23において準用する第4条第1項第7号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者との密接な関係を絶とうとしているようなとき。</li><li>法第31条の23において準用する法第4条第1項第12号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。</li></ul>
問 合 せ 先 : 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考 :